

【イメージ】

ふぐ加工品取扱届出済票

年 月 日

東京都〇〇保健所長

下記の施設において、東京都ふぐの取扱い規制条例第 条の規定により、ふぐ加工品の取扱いの届出がされていることを証します。

施設の名称

施設の所在地

取扱品目 「ふぐ加工品に限る。」

(注意事項)

- ・ この施設には、ふぐ調理師がいないため、有毒部位が除去されていないふぐは、取り扱うことができません。